

○大田原市ふるさと納税寄附金及び企業版ふるさと納税寄附金を活用した大学等支援事業補助
金交付要綱

令和6年10月31日告示第146号

改正

令和7年6月30日告示第99号

大田原市ふるさと納税寄附金及び企業版ふるさと納税寄附金を活用した大学等支援事業補助
金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ふるさと納税寄附金及び企業版ふるさと納税寄附金を活用した大学等支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、大田原市補助金等の交付に関する規則（昭和51年規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ふるさと納税 地方税法（昭和25年法律第226号）第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号の規定による本市に対する寄附並びに所得税法（昭和40年法律第33号）第78条第2項第1号の規定による本市に対する寄附をいう。
- (2) 企業版ふるさと納税 地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第4項第2号の規定によるまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に対する寄附をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内に所在する学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学、短期大学、高等専門学校又は専門学校（以下「大学等」という。）を運営する学校法人とする。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表に掲げるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する事業は、対象としない。

- (1) 大学等の入学金、授業料（教材費等を含む。）、後援会費等の減額、免除、助成等に係る事業
- (2) 特定の個人、法人その他学校法人の利益を追求するための事業

(3) 宗教活動又は政治活動を目的とする事業

(事業実施期間)

第5条 補助対象事業の実施期間（以下「事業実施期間」という。）は、市長が補助金の交付決定をした日から交付決定日の属する年度末までとする。

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費とする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、補助対象経費の全額又は一部の額とし、次に掲げる額を上限とする。

(1) ふるさと納税により補助対象者への支援を希望するものとして受け入れた寄附（以下「ふるさと納税寄附金」という。） 受入額に10分の8を乗じて得た額

(2) 企業版ふるさと納税により補助対象事業への支援を希望するものとして受け入れた寄附（以下「企業版ふるさと納税寄附金」という。） 受入額の全額

2 補助金の額の算定に係る前項第1号に掲げるふるさと納税寄附金の受付期間は、事業実施期間の属する年度の前々年度1月から前年度12月までの期間とし、同項第2号に掲げる企業版ふるさと納税寄附金の受付期間は、事業実施期間の属する年度内とする。

(交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則第4条第1項に規定する補助金等交付申請書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 大学等支援事業補助金事業実施計画書（様式第1号）

(2) 規則第4条第1項第2号に規定する収支予算書又はこれに代わる書類

(3) 補助対象事業の実施に当たり工事、物品購入等の発注があるときは、受注予定者の情報が分かる書類

(4) 補助対象事業の実施に当たり工事を伴うときは、工事内訳書、設計図書等工事の内容が分かる書類

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定前の事前着手)

第9条 申請者は、規則第5条第2項に定める補助金の交付決定を受ける前に補助対象事業に着手（以下「事前着手」という。）しようとするときは、事前着手届（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の事前着手に当たって、市長は、申請者に次の条件を付することができる。

(1) 補助金に係る予算が成立しなかった場合は、補助金を交付しないこと。

(2) 第11条第2項の規定により、企業版ふるさと納税寄附金の受入れを行わなかったときは、補助金を交付しないこと。

(ふるさと納税寄附金の取扱い)

第10条 市長は、第8条の交付申請がなかったとき、規則第14条の規定により補助金が返還されたときその他補助対象者の都合によりふるさと納税寄附金を財源とした補助金を交付することができない場合には、大田原市財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例（昭和45年条例第2号）に基づく大田原市財政調整基金に積み立てることができる。

2 前年度の1月1日から3月31日まで及び当該年度の4月1日から12月31日までの期間に受け入れたふるさと納税寄附金は、翌年度のふるさと納税寄附金を活用した補助対象事業に充てるものとする。

3 この要綱に基づくふるさと納税寄附金に対しては、大田原市ふるさと納税寄附金要綱（平成20年告示第72号）第6条に定める返礼品は贈呈しない。

(企業版ふるさと納税寄附金の取扱い)

第11条 企業版ふるさと納税寄附金の受入額は、地域再生計画に記載する寄附金額の目安の範囲内の額とする。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、企業版ふるさと納税寄附金の受入れを拒否し、又は受け入れた寄附金を返還することができる。

(1) 補助対象者が寄附を行った法人に対し、補助対象事業の実施に係る業務等を発注したとき。

(2) 寄附金の受入れが公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認めるとき。

3 市長は、補助対象者が前項第1号に該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(補助金の額に関する特例措置)

2 令和7年4月25日から令和8年12月31日までに受け入れたふるさと納税寄附金に限り、第7条

第1項第1号の規定の適用については、同号中「10分の8」とあるのは「10分の9.5」とする。

附 則（令和7年6月30日告示第99号）

この要綱は、告示の日から施行する。

別表（第4条関係）

区分	補助対象事業
ふるさと納税寄附金を活用する補助金	(1) 大学等の教育環境の整備事業 (2) 地域との連携事業 (3) 産学官連携事業 (4) リカレント教育等社会人の学び支援事業 (5) 高等学校と大学等との連携事業 (6) 学生活動への支援事業 (7) その他市長が特に必要と認める事業
企業版ふるさと納税寄附金を活用する補助金	市の地域再生計画（大田原市未来創造戦略推進計画）に掲げる地域再生を図るために行う事業に該当し、かつ、市長が必要と認める事業

大学等支援事業補助金事業実施計画書

申請者

事業の趣旨	
事業名	
事業期間	年 月 日～ 年 月 日
事業内容	(事業内容、実施項目、実施方法、主なスケジュール等)

年 月 日

大田原市長 様

申請者

所在地

法人名

代表者名

印

事前着手届

大田原市ふるさと納税寄附金及び企業版ふるさと納税寄附金を活用した大学等支援事業補助金の交付決定前に事業に着手したいので、大田原市ふるさと納税寄附金及び企業版ふるさと納税寄附金を活用した大学等支援事業補助金交付要綱第9条第1項の規定により、事前着手届を提出します。

なお、本件について、補助金の交付決定がされなかった場合においても異議は申し立てません。

1 事前着手する事業の名称

2 事業の概要

3 事前着手の理由

4 着手及び完了予定年月日

着手 年 月 日

完了予定 年 月 日